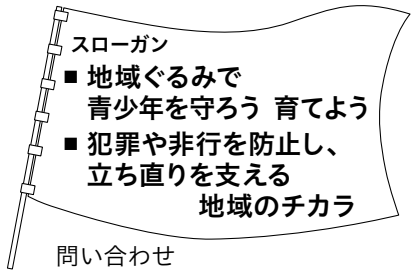


市民のつどい



問い合わせ
市青少年育成センター
(生涯学習課内)
☎28-5680

7月 は「青少年の非行・被害防止」および「社会を明るくする運動」全国強調月間として、さまざまな行事が全国で行われます。

市内では、青少年非行防止実行委員会の構成機関・団体が協力し、街頭キャンペーン、巡回広報活動や巡回パトロールなどが実施されます。青少年の非行や犯罪防止、健全育成について地域全体で取り組んでいきましょう。

とき 7月6日(土) 13時～15時(12時30分開場)

ところ アゼリアホール

内容

○「ひまわりの讃合唱」

○式典

○講演会

テーマ…「生きづらさの背景に気づくために」家族とともに子どもを育む地域づくり」

講師…酒井珠江さん(公益社団法人日本社会福祉士会アドバイザー)
○中学生意見発表

医療費の自己負担分の一部を助成

福祉医療制度

問い合わせ

保健医療課 ☎5921141

市の福祉医療には①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療④精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のもの除きます。

現在受給者証を持っている方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却するか、ご自身で確実に廃棄してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合は、受給者証を必ず返却してください。

なお、表の基準に該当する方で、まだ認定を受けていない方は、所定の申請をしてください。(認定には審査があります)

申請・返却

受給者証の返却や認定申請をする方は、保健医療課または各支所へ。

教育費、住宅費、介護器具購入費などに

ろうきん自治体提携融資制度

問い合わせ

中国労働金庫大竹支店
☎577780

中国労働金庫は、勤労者の生活安定と福祉向上のため、市と協調して低利な自治体提携融資制度を行っています。

融資は、教育費、住宅費、福祉車両購入費、医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費に利用できます。

貸出限度額 最高500万円(医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費は最高200万円)

返済期間 最長10年(医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費は7年)

融資金利 2.28% 固定金利(保証料込み)

※融資日の金利を適用します。また日本労働者信用基金協会が保証を引き受けます。

融資の条件

○市内在住または勤務
○居住年数および勤続年数が1年以上

○前年税込み年収150万円以上

○税金を滞納していない

申し込み 必要書類などの詳細は、中国労働金庫大竹支店へ。

福祉タクシー・バス利用券 利用できるタクシー会社を追加

問い合わせ

福祉課 ☎59-2146

重度の障害者に交付している「大竹市福祉タクシー・バス利用券」の利用可能なタクシー会社を追加しました。

利用開始時期 7月1日(月)

追加するタクシー会社は表のとおりです。

重度の障害者とは次の要件を満たす方です。

要件(①から③のいずれか)

①下肢・体幹・視力・内部障害のある方で身体障害者手帳の1級、2級もしくは3級を所持している方
②療育手帳の㍷、Aもしくは㍹を所持している方
③精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

タクシー会社名	電話番号	タクシー会社名	電話番号
宝塚かもめタクシー	082-263-2134	観音 TAXI	082-296-3133
一二三タクシー	082-241-5175	やぐちタクシー	082-842-1175
ドリーム交通	082-251-4911	城南交通	082-877-2900
旭タクシー	082-289-0822	フォーブル	082-878-0001
城北タクシー	082-239-1295	新中央交通	082-838-2311
福三タクシー	082-232-0293	安全久地タクシー	082-837-1234
双葉タクシー	082-273-6366	カオル交通	082-814-7755
庚午タクシー	082-273-1236	井原タクシー	082-828-0025
中野タクシー	082-892-0311	県個人タクシー協会	082-283-2311
太陽タクシー	082-822-5155	相互個人タクシー協会	082-253-2505
安芸交通	082-854-0364	都市個人タクシー協会	082-221-1107
日の丸タクシー (広島地区)	082-854-0338	NISIKI タクシー	082-234-0001
三進運輸	082-254-0034	日の丸タクシー (廿日市・五日市地区)	082-927-0909
もみじ交通	082-294-2007	日の丸交通	082-927-6565
パール交通	082-272-9818	日の丸キャブ	082-927-6622
ゼイ・アール	082-285-0022	サンヨー交通	082-927-1888
東部交通	082-824-8322	佐伯交通	0829-74-1005
馬木タクシー	082-883-0400	廿日市交通	0829-32-8989
JS 交通	082-849-1419	津田交通	0829-72-0338
ラッキー交通	082-941-2137	ささき観光	0829-86-2110
ツルキタクシー	082-922-0269	レッツゴーホーム	070-8951-7856

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
①重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳㍷、A、㍹を持っている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること (扶養人数などにより基準額は変わります) ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
②ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和7年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など ・父母のいない令和7年3月末時点で18歳以下の児童。	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による) ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
③こども医療	・0歳から高等学校卒業程度(18歳に達する日以降の最初3月31日)まで ※進学・就職の有無は不問	・所得制限無し	
④精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)両方の交付を受けている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は、後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること (扶養人数などにより基準額は変わります)	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで) ※入院は対象外 ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。